

太宰管内志

筑前之十八

鞍手郡

和書門

和書門	二九六〇一	二〇二	八	冊架
類	號	函	冊	

和書	二九六〇一	二〇二	八	冊架
類	號	函	冊	

内閣文庫			
番號	和	29601	
冊數	82	(46)	
函號	176	44	



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



Vertical columns of faint Japanese text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in approximately 15 columns, with varying lengths and some larger characters interspersed.

太宰管内志

筑前之十八

○鞍手郡

延喜氏部式云筑前國鞍手あり。鞍手ハ久良傳之訓ハシ。

和名

抄拾芥抄共ニ鞍手ト云ク。名義ハ師説ニ欽明天皇紀ニ十

五年云云餘昌遂見圍繞欲出不得士卒惶駭不知所圖有能

射人筑紫國造進彎弓占擬射落新羅騎卒最勇壯者發射之

利通所乘鞍前後橋及其被甲領冑也。後續發箭如雨。弥屬不

懈射却圍繞由是餘昌及諸將等得從間道逃歸。餘昌讚國造

射圍軍尊而名曰鞍橋君。鞍橋此云矩羅賦云あり。鞍橋書記

明治二十年

通證云此處の鞍手を引又賦と傳と同音なれを即是なる

べしされを此人名より起さる郡名なるべしとあり和名抄十

五卷の鞍橋楊氏漢語抄云鞍橋さて續紀十三卷云天平十

二年云云豊前國板櫃降服牟人贈啖君多理志申云逆賊廣

嗣謀云從三道往即廣嗣自率大隅薩广筑前豊後等國軍合

五十人許從鞍手道往已上五字一本あり鞍手道と云ハ

通て規矩郡より出東鑑七卷云文治三年十一月二十六日筑

前國鞍手預土佐國吾河郡根津國山田庄尾張國日置預被

奉寄左女牛若宮一事已上可為別當奉嚴阿闍梨沙汰之由

被仰下云云筑前軍記略云周防國大内氏領當國之時以家

臣松井修理後号備前守為鞍手郡草場城代而令監郡中事

其子越後守秀郷法名龍安續父職領鞍手郡吉川郷及宗像郡内

三百餘町地且与力士三十五人共守城已上古戰場記說ナ

氏文書云筑前國鞍手郡吉川庄三拾町地之事右任旧領之

旨所被宛行也守先例可令領知之状如件永正八年十一月

五日河津民部少輔旧記云弘治年中鞍手郡中山村奴城主

阿刀部安藝守同郷与松尾左馬頭有矛楯之事防戦者數回

左馬頭力盡偽乞和平後終毒害安藝守此時安藝守子十七

歳携母退中間村深頼伊藤氏是阿刀部氏代々祢嶽大宮司

為同服也後右衛門大夫嫁一女為聳終中山中間為兩村之

郷中山以内藏大夫為中間社職右二門大夫没後為他方家
云云。此旧記ハ遠賀郡中間村ニアリ。大内家滅亡後遂屬秋月種實或時宗
像勢伺當城無勢之際急押寄圍城越後守雖防之多勢難敵
遂戰死云云。已上古戰場記説なり。天正七年九月十八日立花城主戸
次道雪岩屋城主高橋紹運打出于鞍手郡働于杉之城下弼
田庄邊待秋月勢之出張云云。已上古本九州軍記七卷の説あり。文書又去十
三日弼田庄新入郷至東蓮寺夜討申付候所安永神九郎与
申者討捕粉骨之次第無比類候為其忠賞境郷寺家分四拾
町代官職之事預置候者早仕先例旨諸公役等可申付候状
如件天正十一年三月二日尾仲新佐殿統連判又廿二日弼

田庄新入郷金崎村夜討相催之處若宮庄至山口尾秋月衆
懸合遂一戰其刻別而辛勞殊鎧仕折粉骨之次第誠無比類
候弥可抽忠節之状如件天正十一年五月廿四日統連判。此文
書写ハ鞍手郡山部村ニアリ。此兩度合戦事イヨク委也考ヘテ。軍記畧又鷹鳥居城主毛利
兵部少輔鎮實於大友家雖無二之忠近來依無大友家之助
勢其領地盡為秋月氏杉氏等被掠取刺城中兵粮既盡將及
餓死之由立花道雪聞之以兵粮贈于高鳥井先遣使於宗像
家兵粮運轉之人數若官郷之地無異儀可通賜之旨申之氏
貞領掌以其旨觸達若宮郷之家人等道雪猶為用心以薦野
三河小野和泉二人為奉行指添八百餘人贈兵粮三百俵於

高鳥居城。干時天正十一年十一月十三日也。宗像文書ハ十一月とあり。

九筋治乱記ハ十一月十三日合戦云云とあり。武家高名記感状ハ十月の合戦の趣ニ見ユ多ク古本九筋軍記ハ

ハ天正十年十月十日あり。の事云々云とあり。是ハ十一月を誤スルハ、遠賀郡高倉古文書ニ於テ去十三日鞍

手郡内吉川庄敵城山下立花被懸合無比類次第誠感悦之儀累年奉公不支干他之余別而不便無極者也守先祖之勲

功弥可抽馳支何様不可有忘却候恐々謹言十一月廿四日吉田島若殿氏貞判トある是ハ天正十一年の文書なるべ

し。於是鞍手郡龍徳城主杉十郎連並以手勢三百余人逸道立花先陣蘆野三河米多比五郎次郎已下三百余人於一戦

中追崩杉人数遂達高鳥居云云。高鳥居ハ鷹取ともりハこの城事ハ豊陽古城記ニ委

出いてあけつらるり引若宮郷士内深川右京之進貞國河野

伊豆守井原次郎左衛門原九郎貞永鮎川六郎古野甚九郎

己下都合五十一人相集云。今度立花家軍勢通路之事雖為

氏貞仰旧日鬱憤猶無散報恐不可過此時之由申之先以河

津修理進盛長為奉行堰留若宮川水待立花家軍勢歸来古本

九州軍記ハ卷ニ若宮在宅ノ士川津民部深川修理吉田次郎左工門吉田少輔六郎を初メ三十六人の士とも云合柴

田石松金子野上有吉等を駐催此企加これなりけしをも氏貞の使として吉田飛騨守萬ヶ岳より来て判しけれ

とも兼引せりりれを力及び飛騨守も勢を呼越し川津に加いり吉田左近大夫貞延遠賀郡吉本より多勢来て

馳来あり是も修十三日午刻立花家勢来干友池川見水層

高皆怪之一番小野和泉由布雪荷先渡河河津下知士平討

之由布以鉄炮打倒河津平郷士追々来集立花勢突崩之指

原田引退友池金丸勢尚追之立花勢内足立飛騨守已下數

人討死由布美作等已下手負亦多二番薦野三河同弥助米
多比五郎次郎三百餘人作鯨波馳向河津深川戰敗引退立
花勢追之多討取三河討取深川九郎米多比五郎次郎十七
歳討取原孫九郎古本九州軍記又討洩り
さきある士ども相因の狼煙を揚げれを山口宮永室水倉
久有水河内又在宅しりる宗像士ども馳集る其内宮永吉
田空之助計出合は是云云登稻光城山休息近邊城主各
依て後日氏貞勅當は聞此事不待氏貞命悉出馬秋月家臣江利内藏助守穗波郡
笠置城之慶聞此事引率乘手石見柏井九郎右衛門已下三
百餘人押寄金原然慶此事有注進於獄山氏貞大驚命吉田
次郎左衛門貞辰石松加賀守秀魚等令制之吉田少輔六郎
貞永石松新三郎同十郎等聞此由共飛馬到若宮傳氏貞命

於諸士雖然諸士決而不可兩使亦不得止与諸士成一手都
合八百餘人押寄稻光城山於是薦野三河以弥助家成米多
比五郎次郎為左右備以三百餘人當宗像勢云云宗像勢遂
敗北吉田左近負深手引連手勢指東引退吉田貞辰石松秀
魚討死吉田少輔六郎聞兄戰死切入于敵陳亦討死石松十
郎亦聞父戰死入于敵陳死若宮郷士百五六十人不殘被討
於立花家高名士三十餘人被討立花勢馳上清水入觀音堂
明一夜翌十四日越山指薦野引退古本九州軍記八卷又鞍
手郡小金原と云慶はて
立花宗像兩家士合戦して双方討死の者五百餘人手負ハ
數を不知とあり同卷又其日ももて又暮けしを立花の士
共ハ野坂又陣をとり翌朝立花又飯けり此後立花方乘勝
新延山口粥田庄又働く事度々あり道雪方又怯るも七し

氏貞の妹といくとなし。氏貞聞此趣、弥驚、自引率千餘人出、
く死去せしとぞ聞へし。

赤間城、時聞立花勢引退之由、自途中引返、自是宗像立花再

及鉾楯なや見之あり。旧記云、鞍手郡龍徳城、城主杉權頭連並

臣なり、當国、内大内家の幕下、士出来し、杉氏高鳥居城

を修め、是に住す、其子彈正忠重忠、其子連並、大内氏の

臣として、龍徳城を移りて、高鳥居城を掛持し、ある時秋

月より、高鳥居城を攻取られ、連並専龍ヶ嶽城を守る、大

内氏亡ひて後、連並次、郡大様事、和名抄九卷、鞍手郡

ハ秋月、隨へり。

筑前國天正年中、田畠高指出限、鞍手郡田數千九百四拾

四町四畝拾壹步、分米貳万千四百貳拾九石壹升壹合、畠數

九百三拾四町四段五步、分大豆四千九百三拾貳石九斗三

升七合、合田畠數貳千八百七拾八町四段四畝拾三步、并分

米大豆二万六千三百六拾壹石九斗四升九合、元禄記云、鞍

手郡高五万九千二十五石六斗三升二合八勺、村名帳云、鞍

手郡五十九村なやあり、さて東方ハ豊前國田河郡又隣、

南ハ當國嘉摩穂波二郡となり、西ハ糟屋郡となり、北

ハ宗像遠賀二郡となり、東西又大山あり、土地肥饒、

して平田多し、郡中又大河流、薪水共、便よし、鞍手郡

村、又近津宮と云古社あり、一村、産沙神あり、社ハ南、向ハ

り、神殿、拜殿、渡殿、石鳥居あり、神殿、内大なる佛像あり、朽損

して委く、ハ知き、其外神殿の外山際、十六羅漢など石

かて造り、をあり、立あり、向きもそのさま古めあり、

寺有しと云、其跡より古瓦を出、大なる物あり、昔大善寺と云

そ赤ひり。細形の付る多し。又當郡上新入村、内浦生田と云
處ありて、そこを馬頭觀音堂あり。高倉山高藏寺と云し。寺
の跡あり。觀音の秘佛あり。高藏寺昔ハ高尾山の嶺あり
て、七堂伽藍の地あり。と云。西南の向へり。趣あり。今ハ
數丁西方なる丘の上より、西向あり。旧地と今の堂と
の間、鴨生田池とて大池あり。今、堂ハ真言新義の山伏是
を守る。小堂あり。中山劔宮社記云。天正の比、田部善照が子
孫、田部宮内丞直道、大官司職あり。初名ハ左衛門尉母ハ宗
像、家士永留氏の女なり。直道ハ弟、新五左衛門と云者、麻生
家士とあり。遠賀郡鹿井野村猫城の城主とあり。同弟、民
部少輔真道、大官司職とある。然と共、早世して男子なし。真
道ハ嫡子、掃部丞善次、暫大官司職をつとむ。早世して其弟
善四郎と云者罪ありて、叔父新五左衛門を頼り、猫城に有
り。同郡中間村社家の養子とある。善次子永留、左衛門大
夫善行、孤獨ありしが成人の後、大官司職となり。田部を改
て永留と号し、善行の子善滝、其嫡子大藏大夫、中山村小牧
社の社司とす。二男、左衛門尉善正を、植木村の社司とす。元
文中、年中至て皆本姓の復む。此郡の内ありて、石棺を有り
出せる事は被あり。中山村祇園の社地。又新延村劔神社の
社地。又古門村荒五郎神社の社地等あり。其内ハ武具をか

さめとれど、皆くされて其質をちがへし。本月村の内よ
も一所ありてあり。出せり。いづれも四五十年已来の事也。

○前戸神社

宗像神社末社記云。前戸神社とあり。前戸ハ佐支等と訓へ
し。御名、義ハ風土記云。宗像大神自天降居崎門山云云とあ
る。崎門地名よきり。さて宗像神社文安元年、縁起云。三處
大菩薩最初御影向地、事室貴六嶽仁有御著。六嶽ハ崎
宮古文書云。可令早信房法師為筑前國宗像社領高向無留
木宮貳箇所地頭職事、右人為彼職任先例可從社務之状依
仰下知如件。義久三年十二月十一日、陸奥守平判。何事候哉
抑宗像社領内年留木宮田与里二即九名等事、度々御辞退
候之上西島弥次郎所領被召候之間可被相傳歎之由駿河

次郎甲候之間牟留木官田二郎九名等波被付社候畢而西
島弥二郎領波最狭少仁候奈留間替事追可有御計之由被
仰下候也可申驚候於保徒加奈久不可思召候元賢云云
嘉祿三年五月十三日大和入道殿武藏守判とあり又

宗像郡室木村第二宮棟書中真後光嚴院御宇應安七年八
月太政大臣從一位准三宮義滿公建立再真明應六年九月
三日棟上宗像朝臣大官司真氏支配供奉人許斐新左衛門
大和四郎左衛門占部孫三郎同弥四郎右造管雖為公方御
役今者依有別願池浦法眼以勸進建立永祿九年造替宗像
朝臣大官司氏貞建立願主石松加賀守秀魚當地頭職など
ありさて前戸神社ハ鞍手郡室木村六歳西北の麓に在り
今ハ六嶽神社と云三女神を祭る社ハ北向ふして林中に

あり神殿渡殿拜殿あり則室木村の産沙神なり祭礼ハ九
月十九日あり十八日夕に里神樂を執行す神官あり安
藤氏ありハ尋村ニ居住す上宮ハ石殿なり山上にあり此村初ハ
宗像郡につけりしを今ハ鞍手郡につけり安ハ崎門
山の件云べし宗像神社正平廿三年祭祀次第記云室貴
社正月朔日神事同日步射神事三月三日神事七月七日神
事九月九日神事五月五日神事六月晦日和籙被神事とあ
り

○若宮ワカミヤ八幡社

古文書判禁制鞍手郡若宮八幡神領内并社頭御神事以

下條々一社頭修理任役所之配分各々不可致不法懈怠就
現在之損色連々可終修功事一廿四節御神事云神供雜掌
云出仕社司面々可致丁寧事不可令緩怠事一出仕庄官僧
俗可著用淨衣事一庄官以下注不參之著到為馬大夫沙汰
可京進事一不參庄官出下人不可受神供饗膳配分可為馬
大夫沙汰事一大犯博奕以下犯科人隨可犯之輕重可有刑
罰之淺深若於見隱聞隱之輩者可為同罪事一每月一日十
五日晦日於件三箇日者固止山河之狩獵宜停禽獸之殺生
若違犯輩者可出科料錢三貫文見聞之隱密可為与同事一
鳩并猿令殺事一切停止事一以沽酒致神樂事堅可停止之

事任平均之御沙汰禁遏先畢宜守其旨不可違犯事右條々

專守制法一々勿令違犯仍所禁制之狀如件弘安八年十一

月日此一通ハ紙ニ手ニ古クハ見ハルコト供物出仕座之
次第凡方竈所武恒方平山横地所此外者白居可有

候各々出仕無沙汰不可有候若無沙汰候者堅固大官司成

敗可致候者也弘安八年三月三日村々相撲之次第一番金

生倉久二番金山生黒丸三番金山生岩崎四番中御貫儀九岩永

五番金丸倉久山崎六番原田仁惠七番小河有木八番森山

中御徳善九番古物水原片隈十番竹原平之洪鐘銘一口

鴻鐘施入山田宮其響無辺居三界天獄内證無上極果妙覺

位外救一切有情流轉苦遊步十方盡虚空邊際自他平等成
轉法位諸行無常是生滅法生滅之後已寂滅已樂大日本國
鎮西筑州鞍手郡山田若宮洪鐘一口右幸阿為當社神主蒙

靈神落字あり擁福慶安全子孫繁榮之間為神恩報謝令治鑄洪鐘一口所令寄進當官神前也。仰願以此景福普覃十方別金輪聖王天長地久御願四滿殊庄家豐稔諸人快樂願主幸阿現世當來諸願成就乃至有頂無間平等利益敬白。正平十一丙申年正月十一日願主幸阿敬白。大工大江貞房。此鐘今福岡德永寺あり幸阿ハ當社社棟札宗像神社あり銘云奉再與若宮八幡宮御寶殿一字棟上事古當社造立意趣者奉為天長地久御願四滿四海靜謐天下泰平殊者庄内安穩諸人快樂別而者信心大施主寺一緣衆諸大檀那各各本命元辰吉凶星斗而已。然者雖令依時剋為無緣經年月之慶幸次郎左衛門尉氏清於庄勸諸方處。

不論貴賤老若各々依勵微力當大宮司長繩惣政所内藤美濃守盛負大工清原助光并小工七人勸進主藤原次郎左衛門尉氏清謹欽言永享拾貳庚申自正月十一日乙卯時新立有之然同二月十一日甲申日於午時御棟上云云乃如件宗像神社旧記又若宮八幡宮文書云願文鞍手郡若宮庄八幡大菩薩御寶殿一字建立同社每年一箇度臨時御供右精誠之旨趣者拂社敵無道凶徒於他方外保子孫樂一社之内特當宮者弓箭守護之隨一也偏扇和光之威風欲遂厚運武勇之本懷縱一旦雖有祭祀礼典怠慢之儀渴仰銘肝上者被免万事並哀憐之慈悲給而壽算長遠之懇祈願文如件。天正九

年辛巳十二月十三日。執印大官司宗像朝臣氏貞敬白。乃
あり。若宮ハ和加美也。訓べし。此處文治三年京都左女牛
通若宮八幡社領。心なるに依り。其砌より若宮八幡社を勸
請。志するなるべし。此辺倉久四郎丸。上有水。下有木。芹田。原
田。金丸。水原。竹原。高野。平。黒丸。金生。福丸。若野。長井鶴所田宮
枝村。惠比。稻光。古門。已上十九村を若宮御と号し。若宮八幡社
ハ水原村ニ在り。御中大社多し。八月十六日大祭あり。神樂
流鏑馬。相撲あり。神官數家あり。今齋藤氏を社務とし。神殿
ハ南向なり。神殿。拜殿。廻廊。舞臺等あり。筑陽記十八卷。鞞
手郡水原村若宮八幡宮。八月十六日放生會。有神樂流鏑馬。

所祭神惠源太義平之靈也。云。有此社故。此邊称若宮郷。住吉
神。春日神。祭社地。當社縁起云。義平者源氏下野守義朝之嫡
男也。云。義朝没落。義平竟永曆元年正月廿五日。行年二十
二。伏劔死。没後成雷。震動天灾。屢起。清盛恐怖。不斜。為宥。怨靈
建大社。祭神云云。一日託曰。為朝以先例。欲鎮座當國也。因慈
長寛二年甲申八月。經營官居於當處。遷之。鎌倉將軍時。神領
三百町寄附之。宮殿僧舍繁榮之大社。而粥田庄七百町之宗
廟云云。祭祀嚴重。而行幸于同郷竹原村内八幡塚。此所自京
師。迁宮時。暫奉居神輿所也。云。及末代。苛政兵乱等。不收神領。
宮殿燬壞。今見田畦村巷。往々以社寺祭奠名呼之。永享年中

防州刺史大内政弘再與内藤美濃奉行之其後頽破寛永年
中國守忠之公命宰臣黒田美作郡司黒田半左衛門尉造營
之筑前神社記云若宮八幡宮ハ鞍手郡水原村ニあり當宮
神ハ源氏下野守義朝ノ嫡男惠源太義平ノ靈あり長寛
二年八月十六日此地ニ社を建て是を祭ると云後宇多院
弘安年中府官社を改造して水田を寄附せり後花園院永
享年中防州大内政弘社殿を修理せり弘安年中鎌倉右大
臣實朝卿の時神領三百町を寄附して鞍手郡粥田庄七百
町ノ宗廟と云年中二十餘度の祭礼あり社家數十人僧坊
と六區有りと云今も田畠の不一けり寺社領の名残あり
今より二百六十年餘前より中國の大内家より神殿樓門鐘
樓舞臺都て十二軒内藤美作守奉行して再興せり今社ハ
黒田忠之公の命に依り美作前司
黒田半左衛門建立せりとあり

○堰郷祇園社

文書ニ筑前國粥田庄堰郷鎮守祇園社大官司職事彦房所

右件大官司職者養父弥次郎大官司重代相傳所職也爰弥
次郎合不慮横死訖可相續彦房彼職之條無異論之處後家
押妨非正義縱為後家處分明改嫁之上者子息彦房可令領
知者也何況非分横死也何輩可成妨哉然早為彼職有限社
役等不可致懈怠仍社家宜兼知敢勿違失故以下建武元年
四月十六日惣政所判云あり祇園社ハ今に至り堰郷産沙
神福地社と同殿なり神殿ハ西向なり弊殿拜殿門等あり
六月十四日九月十九日大祭を行ふ彦房未孫今も神官と
成て奉仕せり岩熊氏と称し古文書ハ岩熊氏の家ニ傳へ
多り社地ハ村南方少し高處ニあり此處を堰と云豊前國
堰郷の堰がれをたり堰郷村と今ハ上堰上堰とて兩村と

なまきり。祇園社も西村共々あり。本文も記
する。下堺村の祇園社をいふあり。

○新延八劔神社

神輿銘文。敬白奉新造劔権現實輿之事。筑前國鞍手郡植
木庄新延郷鎮主御賢殿。右志趣者奉為天長地久。御願四滿。
天下安穩。國土豊饒。玉躰安全。諸人快樂。當所安穩。諸人繁昌。
殊者信心大願主。息災安穩。家門太平。子孫繁昌。皆令満足。祈
願成就。吉祥之所也。文明八年九月十八日。大願主藤原朝臣
貞時。源朝臣惟道。藤原朝臣實信。大工藤原忠家。又一基銘文。
云云。文明十年八月吉日。大願主藤原朝臣惟時。大工次郎
左衛門尉忠家。小工二人。又本月村劔神社あり。神輿銘文
云云。右志趣者奉為天長地久。御

願四滿。天下太平。万民豊樂。殊者庄内安全。諸人快樂。當所繁
昌。人民安穩。別者信心之大願主。諸且施主。各々息災安穩。無
病快樂。子孫繁昌。心中所願。皆令満足。百事如意。大吉祥之所
也。文明七年乙未八月吉日。勸進旦那大宮司延實。大工次郎
左衛門尉藤原忠家。小工三人。なり。新延村劔神社。村中央林中あり。
り。社ハ南向なり。神殿。幣殿。拜殿。石鳥居等あり。又馬場あり。
九月廿九日より。此日。大祭を行ふ。神樂。相撲。流鏑馬あり。
神官藤井姓なり。

○福地権現社

洪鐘銘文。日本國筑前州鞍手郡粥田庄境之郷福智権現
御賢前。或徑曰。打鐘声當願衆生。脫三界苦。得見菩提。古鑄鐘
切惠大哉。克冀一天昇四海。安和万民快樂。殊檀越壽山高聳。

児孫繁栄現世安穩後生善處者也。時天文三天甲寅二月吉日。勸進本願宇佐安輔大宮司藤原連續鑄物師大工藤原益種とあり。福地権現社和名抄云。甲斐國都留郡福地と云とあり。ハ鞍手郡境郷にあり。保食神を祭る。上々拳多。祇園社と同殿。是より中古より上境村の社を建て。此鐘を彼社に移す。是より依て神官も又別家となりて是より仕ふ。岩熊氏あり。此社今ハ近邊三村の産沙神と云れり。社ハ向あして。神殿。渡殿。拜殿。石鳥居あり。祭ハ六月十四日。九月十九日。両度あり。里神樂を執行す。福地神社の上宮と云ものハ。国見岳上よりあり。是筑前豊前兩國の境あり。社ハ塚の南北よりわかれ。兩所よりあり。豊前の下宮ハ田川郡上野村の内よりありて。その産沙神なり。

○新入八劔神社

文書云。新入郷内万力名之儀。當社毎年御祭礼付而對大宮司被成御扶助候。打渡申候間御祭之儀無緩可有執行事肝要候。仍打渡状如件。永禄六年二月十二日。井上吉次郎緒高判。太宮主掃部大夫殿。又彌田庄新入御武家分重久維法。花寺領内宮尾屋敷一ヶ處之事。對劔大明神令寄進訖。向後不可有相違之状如件。永禄六年九月十九日。重久判。新入武家大宮司黒山掃部大夫殿。又坪付宮田シリ五段内合田貳段。新入村浮分馬場。屋敷大。同村法花寺分内。已上。右前。社家被立除之候條其方進退。御神事等無緩可遂其節。

候不可有相違之所如件。文禄乙未卯月五日。有有吉惣判。松

氏松井右判。能而判あり。此文書新入村、百姓、家ヲ持傳ハ

有。新入御劔神社ハ、尾張熱田宮を祝へり。社ハ東南又向ハ

り。神殿、幣殿、拜殿、石鳥居あり。祭ハ九月十九日十八あり。

又里神樂を奏せ。神官黒山氏世々仕へまつり。此御神ハ上新入

村、山部村、四村ノ産沙神ハして、下新入村、西南山の麓ニ、い

○伊久志社

宗像神社末社記。伊久志明神社。又祭祀次第記。伊久志
神社九月九日神事。十一月三日神事ニあり。名義いさハ考
へて。さて此伊久志社と云ハ、鞍手郡山口村の内小原と云

所ノ田中ニ森あり。小社なり。今十一月十一日ニ神樂あり。

山口村尾形岩と号ル。山口ハいさハ宗像郡の

○山口御口代社

宗像神社末社記。御口代神社。同縁起。山口御口代神社

正平年中高宮下府神事次第。山口御口代明神十一月五

日祭之ふとあり。山口御口代ハ也。末具知乃美久知志呂ハ

訓むべし。山口ハ村名なり。御口代ハいさハ考へハ此社事

考へ

○山口若宮社

宗像神社末記。山口若宮社。同祭祀次第記。山口若宮社

神事正月朔日神事三月三日神事五月五日神事七月七日
神事九月九日神事ふとあり。此社ハ山口村内ニあるべき
り。いまぶ考へず。師説ニ山口若宮ト云ハ若宮庄水原村ハ
幡社ト云といふあり。此説いり。あ
らむ。水原ハ幡宮の鐘の銘ハ
山田若宮トあり。なり。

○宮田若宮社

宗像神社末社記ニ宮田若宮社一本ノ宮永同祭祀次第記
ニ宮田社正月朔日神事三月三日神事五月五日神事六月
晦日和儺枝神事七月七日神事正月歩射神事ニあり。宮
田若宮羨也陀乃和可羨也ニ訓べし。鞍手郡宮田村あり。

○鴨山若宮社

宗像神社末社記ニ鴨山若宮社ニ祭祀次第記ニ鴨山若
宮社正月朔日節供神事三月三日節供神事九月九日節供
神事毎月朔幣望祭神事一年中七四度也。なとあり。鴨山ハ
加毛也。万葉訓むべし。師説ニ鞍手郡下村内ニ鴨山畑ニ云
處有て。そこニ加茂明神社あり。是鴨山若宮なるべしとい
ふれしあり。社ハ戌方ニ向へり。神殿渡殿拜殿鳥居あり。祭
礼九月廿八日あり。下村内ニ力丸畠小河畠とあり。合て家
數四十四五軒あり。是鴨大明神ノ氏子なり。神官三水大和
守奉仕也。

○室水若宮社

室水若宮社

宗像神社末社記に室水若宮社あり。室水ハ半留支と訓
むべし。名義詳なす。筑陽記十八卷に鞍手郡室水村若宮明
神社とあり。

○中山劔神社

神輿棟札銘文に敬自奉新造劔權現室輿車筑前國鞍手郡
植木莊本御鎮主御室殿古意趣者天長地久御願円満天下
恭平國土豊饒庄内安全願御武運長久家門繁栄殊者信心
大願主息災延命子孫繁昌富貴增長万人快樂心中諸願皆
令満足如意吉祥者也寔天正二甲戌初秋吉日領主源朝臣
鎮真代官源朝臣鎮直大官司田部真道大工藤原長久小工

二人とあり。社記略に中山村劔神社初在中山村山上應仁
年中有梅野土佐者移此社於山良隅以山上為居城文明年
中為宗像下城野中勘解由者守之天文年中古所山城主秋
月文種押領此城家臣跡部安藝為代官守之天正元年七月
御社炎上跡部於上古社地造立神社其後植木庄惣為鷹取
城主毛利鎮真領地此時作當社神輿三基寛文十一年四月
廿八日又炎上室永二年又造立御社以中宮地為本社年中
有數度神事就中以九月二十九日為大祭神輿出御之時第
一基者別當坊浦坊守之第二基者中坊伊豆坊守之第三基
者北坊辻坊守之次大官司田部氏已下守護神事云云天正

元年炎上已来無此式云云とあり。今神官則田部氏にして、中山村に住す。跡部氏の子孫も今此村にありて、宮柱と号し、其外六坊の子孫も有て、坊号を姓とせり。社ハ辰巳の方に向ひて、神殿、拜殿、神樂殿、石鳥居あり。いふ所ハ、年中の油田一反二畝、二月十四日、祭料田一反二畝、彼岸田二反ありと云。跡部安藝男子なきに依て、篠原善介と云者を養子婚と爲、是に依其子孫篠原を姓と爲、本家ハ今に至て當社の宮柱と称す。

○天照神社

棟札、鞍手郡粥田庄鶴田里天照宮御社殿一字惣政所玄

朝徳治三年戊申三月神主安部宮内大夫とあり。天照大神

宮を祭る。此社地今ハ磯光村に入造り。祭礼九月十一日。

馬神樂あり。神官長屋氏世々此神に仕奉る。磯光鶴田龍徳宮田本城五村の産沙神。

此社ハ宮田村、内千石の笠木山にありしを、後今この社地に移せりと云。社ハ南向にして前ハ馬場あり。土地聊高くとあり。此社内ハある不動石の銘、正和元年

○水月八劔神社

文書、當郷水月村劔大明神社務職之儀子々孫々無相違其方より相續可相勤也。者一筆如件。副田若狹助判。野中修

理進判元龜元年十一月九日左野勢間大宮司殿とあり。當
郷とあるは遠賀郡底井野郷を云。底井野郷神官佐野氏の
家。古文書數通持傳へ
ある内。底井野郷大宮司佐野宮筋丸殿とあり。今
こゝに當郷水月村とあり。文書に彼家。持傳へあり。水月村
今ハ鞍手郡に入連り。さて此社今ハ八劔神社と号して。水
月上水月。兩村の産沙神あり。神殿三間。渡殿。拜殿。末社。三區。
石鳥居。馬場とあり。祭礼九月十四日なり。前夜より里神
樂を執行す。十四日流鏑馬を行ふ。社ハ西に向へり。五町許
西ハ頓宮地あり。其處を浮殿と云。今神官藤井氏世々鞍手
郡新延村に居住す。
○野面八所神社 且野面八所神社は、今も野面八所村にあり。祭礼は、十一月九日。

文書。春亂息孫太郎春佐野面庄吉光名内大明神燈油田
三段事。宗閻公委細蒙仰候條。從前々壽福寺被相抱候儀。無
相違由談候。仍御祈念肝要候。恐々謹言。享祿元年十二月十
三日。壽福寺侍司下鎌田大炊助とあり。大明神ハ鞍手郡野
面村八所大明神を云と聞ゆ。壽福寺の件ハ、
聊いふへし。古文書。今
度各之申談之儀。向後何様不可有心疎。若相互於違亂者。日
本國中大小之神儀別而。氏神高見三社。権現野夫大明神。久
賀大明神。才河大森大明神。藤田賀須加大明神。八幡大菩薩
天満大自在天神。可蒙御法罰者也。仍情文如件。天正四年十
二月二日。小田村源内殿。武藤大膳進重吉。書判。門司宗三郎重

吉幡生兵部丞實枝判書小田村大介實頼判書門司惣七郎氏保

判書廣渡修理進益道判書とあり此文書ハ上底井野村小田氏の家ニあり八所神

社野面村山林聊高慶ハ所御靈を祭る又ハ神野面木屋瀬兩村の産沙神

なり祭神詳ならず殿の神ホてもある神殿渡殿拜

殿石鳥居あり社ハ西南又向へり祭礼九月廿九日なり里

神樂を執行を神官二家あり千々和氏末松氏なり木屋瀬

り入口の所聊高き所ニ吉光といハ所あり是古の官地あり

○^{山口}今宮殿社

宗像記追考三卷ニ今宮殿御寄附坪付夜須郡貳百町内田

數坪付之事合前田六段坪内貳段下宇良庄屋名四段坪内

壹段今福村慶福寺分以上三段右坪付如件天正十六年十

月二日秀賀判尚宗判宗全判賢安判氏備判とあり今宮殿

社ハ鞍手郡山口村ニあり宗像朝臣氏継子千代松の靈を

祭せりと云宗像旧記ニ云云陶全善先氏継と其子千代松

ト其趣を宗像ニ云遣ハ氏續是を聞テ彦山ニ逃入

を其甥追討の使と成テ彦山ニ至テ遂ニ伯父氏継を殺

千代松が母ハ氏継の妾あり其名を弁と云千代松を抱

て鞍手郡沼口ニ隠きけり討手の来ある由を聞テ落

くを山口ノて逃ニ殺さる千代松が墓其處ニあり後ニ山

田後室の怨靈の祟をやめ人為ニ氏貞内室の命ホテ千代

松が靈を神ニ祝ひて今宮殿と号ハ今ニ山口

枝村畑と云處の山深ク所林中ニ社あり

○吉川山王社

棟札ニ應安元年云云文明九年云云大永七年云云天正十

三年云云とあり。此時の棟札と云物元祿の比より傳ハ
北里と聞ゆるを。今ハうせとひともあると云なし。棟札
又見之あり。趣ハ筑前續風土記に見之あり。さて此社傳
を考ふ。吉川山王初の處を比叡崎と云。應安元年棟札あ
り。文明九年大内家臣宗掃部丞盛秀と云者。此邊を守護セ
し時。惣政所藤右京進安秀と云者。修覆を加ふ。其後頽破セ
しを。大永七年大村又四郎貞景と云者。建立せり。又天正十
三年松井越後守秀郷と云者。建立せり。以後其後寛文十一
年今の宮處ニ移せり。今社ハ鞍手郡下村。内高處ニありて。
東北ニ向へり。神殿。幣殿。拜殿。玉垣。石鳥居あり。大山咋神を

祭る。祭礼四月中。申。九月二十一日。兩度ありて。里神樂を執
行す。又六月十五日神事を修行す。神官二家あり。國井氏。堀
氏あり。此社ハ太宰府山王社を祭る。あつんと思はる。こ
うあり。御笠郡の内小いへるをひらき見るべし。

○頓野
八幡宮

洪鐘銘云。大日本國筑前州頓野郷八幡宮鐘。名并序。夫以鐘
者。器物之長而音樂之主也。當社再真缺典歲尚矣。社司巫人
雖嗟嘆使力不覃焉。夏野之銳氏。樹盛禿郎。一夕有神告而
肅然。祭赤心之力。拋青鉄二万錢。售巨鐘一口。挂廟堂之前。開
月利他之方便門。濟渡苦衆生者也。厥銘曰。天地爐炭。河海熱
湯。鍬狗吐焰。金虎飲光。猛火烜赫。銅水汪洋。何所缺治。鑄此器

量先人願力、并擲堂傍、歲尚以卧不吼、樓梁永正第六、信心禿
即、拋價二万、售置廟堂、時雖奉世、鯨吼夜央、残月之杵、殷々不
藏、往來起本、此土西方、檀施堅固、後昆永昌、民戶安穩、皇基鞏
康、永正第六戊辰八月十五日、大且那源盛種、願主樹盛謹誌
とあり、此社ハ鞍手郡上頓野村ニあり、林中ニ在リ南向ハ
リ、應神天皇を祭ル、神殿、渡殿、拜殿あり、祭礼十月五日、里神
樂を執行シ、神官渡邊氏也々是ニ奉仕ス、此鐘今ハ頓野村
カニあり事アリ

○新分長谷寺

洪鐘銘、謹奉寄進撞鐘一本、大日本國西海道筑前國鞍手
郡新北村龜甲山長谷寺御寶前、大願主粥田庄八尋御住人

藤原朝臣家信、大藏女源榮、右奉掛洪鐘、意趣者、天長地久、所
願成就、庄内安穩、當寺繁昌、上下萬民、富貴自在、殊者信心、大
願主癸酉名、息災延命、壽命長遠、子孫繁昌、從類眷屬、事無
難、一切所求、皆悉成就、故也、干時延德三年辛亥、林鐘三日、大
工貞盛、小工各々トあり、此鐘今ハ博多聖福寺
ノ内護聖院ニあり、是ハ和州ノ陰負其
年、龜甲山記云、蓋聞筑前國鞍手郡新分鄉長谷之觀音者、和
州泊瀨寺、末流也、夫泊瀨寺者云云、仁和元乙巳、有僧万貨者、
与同寮僧、爭初瀨寺之守職、而不已云云、是ハ和州ノ陰負其
靈像、去遍遠西國、既到此處云云、鄉民立一字尖堂、安置大士
之像、名万貨坊云云、一説曰、聖武天皇大和國長谷寺ニ立給
ヒテ後、徳道上人ハ詔シテ、諸國ニ長谷

寺を立給、延喜四年云云。改作新殿云云。末流之六坊不期
年而并起云云。末流之六坊以渐渐絶。至今其旧趾或為民人
家。或為田圃地也。徒有其坊名而已。曰谷坊。曰水上坊。曰橋詰
坊。曰御園坊。曰池田坊。曰飯屋坊也。且寄進之田亦減而總立
五畝。以克香膳。至永享間。以十一月十三日。定大士供養之日。
每歲自邑中民人二十五家而輪次祠之。謂之流儀祭矣云云。
延徳間。同郡八尋有藤原朝臣家信。并大藏氏善尼源榮。飯心
薩埵。矢志淨邦。患室坊衰滅。新鑄成洪鐘云云。至慶長間。太守
筑前侍從黑田長政公。選邦内神社佛宇。治工之善於範圍者。
所鑄出之鐘。以備城中之用。當山鐘。響其選也。然以其質小。且

響之不遠。而見附之博多津聖福禪寺。末山後生院云云。寛文
十一年辛亥歲。村民昏議曰。古來相傳當山開闢之始。掘地而
座大士像。為室樓長久之謀。立觀音堂於其上矣。雖然。未辨其
真偽。各請試發之云云。堀殿之中央床下。出處果得一匣。方八
九寸。啓之。中貯二三寸銅佛像七尊。未知何佛像木居士二十餘。室
鏡之徑四寸。二圃巧鑄阿梵字。木印一枚。大錢一文。麥飯之如
麴者二升許矣。与古來所傳大同小異也云云。とあり。本尊十
一面觀音なり。堂林中高處ありて南向あり。堂廣さ三間。四面許。初
ハ真言宗なり。とを。近來浄土宗。寺を再興して。植木村真如
寺の末寺となる。寺産ハ今ノ傳りれり。堂の下左方ハ菴あり。菴僧住て觀音堂をも守護也。又堂前

右方より小堂あり。是より古き大鼓、胴をへきあり。さうり四尺
余あり。又近き頃より鑄多る鐘もあり。

○内山寺

宗像宮古文書に先度長久下向之時委細進状候。参著候哉。
云云兼又先度兼候内山事何様子細候哉。所詮不分明事候。
云云九月廿一日書判。宗像大宮司殿。同書目録に醍醐三空
院御書内山寺免田正文不審之由有之。應永十四年九月廿
一日とあり。又宗像分限帳に貳町内山寺とあり。内山寺趾
ハ鞍手郡倉久村にあり。靈松山内山寺と号し。本尊不動明
王なり。古ハ大寺にして高野山発向院の本寺あり。仲山寺。
下坊。東蓮寺。万願寺。高野山など云。本寺有りと云を。今ハ皆

寮絶せり。

今按よりハ倉久村内万願寺原次ハ高野村東蓮寺村なりハの末院の有ハ慮などハや東蓮村今

ハ直方村と云

今僅より小堂残き。その傍山伏住て是を守護也。本尊

不動明王ハ天正の比焼失しありと云。又慶長三年ハ佛師
松月ハ不動像を造らせ安置しありと云。そも盗人取き
りと云。末院仲山寺寮絶の時その本尊不動毘沙門觀音を
とりて内山寺の趾に安置せり。寺中ハ清水あり。是昔阿闍
水ハ用ひ鎮守社。山王権現。寶満明神ありと云を。是も
水なりと云。今ハ絶多る大門の趾と云物あり。

○壽福寺

文書に春胤息孫太郎春佐野面庄吉光名内大明神燈油田
三段事。宗閻公委細蒙仰候條。従前々壽福寺被相抱候儀無
相違由談候。仍御祈念肝要候恐々謹言。享祿元年十二月十

三日、壽福寺侍司下、鎌田大炊助春胤とあり。此文書ハ水屋瀬永源寺ニあり。

壽福寺ハ鞍手郡野面村ニ在テ、同村ハ所大明神の社僧

なり。一と云。ハ所神社神官、千々和飛騨守正廣屋敷の内ニあり。南向ふして一間四面あり。本尊藥師あり。

四月、聊祭のりいをなす。今一通の文書ニ、野面庄内壽福寺分田數ハ段云々見之あり。野面村の東北ニ金剛村あり。昔金剛寺として大寺有しを、乱世ニ滅せりと云。昔盜人來多りて寺中を侵し、又児を取てつれゆきを追討めし

て埋め多る處を見ヶ原と云。又同處ニ尼寺及墓所などあり。此村及笹田村ハ、昔遠賀郡香月村ニつけりしを、近き比鞍手郡ニつけり。

○永源寺

文書ニ、野面庄内壽福寺分田數ハ段、同庄北田浮内貳段、同庄内同喜菴分壹段、屋敷共北之浮畠地貳後、文浮町畠地貳

段、藥師免地等事、号永源寺領對當住慶壽書記云、預取進為

然上者寺務堅固護持肝要候依仰執達如件、天文十月

廿八日、永源寺慶壽書記公、三河守益守判、但馬守實忠判、又

野面庄内吹上畠六丈壹段、為上州様御茶頭料、新寄之由被

申候間、為後喜一筆可仕候由、候恐々謹言、天文八十月廿一

日、永源寺參侍者經師、正頼判、幸永判、又當寺門前口孫三郎

居屋敷之事、永源寺江寄進之儀被仰付候、於向後毛御知行

肝要候恐々謹言、天文十一月廿七日、永源寺參侍者御中、

益頼判、なすあり、永源寺ハ鞍手郡木屋瀬村ニあり、今ハ禪

宗ありて本尊口佛を安置也、東向かくて、本堂六間四

二十五

面計あり。庫裡あり。古文書ハ傳ハれども寺産ハ傳ハれず。
此寺昔ハ今の領主御茶屋、
地又有りと云。

○同喜菴

永源寺天文文書云。野面庄内壽福寺分田數八段。同左北田
浮[]貳段。内同喜菴分壹段云云とあり。同喜菴今ハ地名
残まり。野面村の内ふくドウキアヤ唱ふるなり。

○藥師堂

永源寺天文文書云。野面庄内云。浮町畠地貳段。藥師免地
寺云云とあり。此藥師と云ハ。鞍手郡菟田村。藥師と云ハ。野
面村。人家より五六町許東南又ありて古處なり。福壽山美

樂寺と号ハ本尊藥師佛ハ行基作と云。越前國峯藥師山城

國菟谷藥師。筑前國菟田藥師。三躰一本ハて刻めりと云。阿弥

陀四天王十二神將
の像を安置せり。堂ハ西南又向ひて。聊高處又あり。土地

のさま古し。
重て按くる小壽
福寺の事と聞ゆ。

○永満寺

天文八年大内家寄附状云云。初鞍手郡永満寺村ニ在テ。
大真山往生院永満寺と号モ。元禄十一年同郡直方ニ移シ
テ。雙林院と号ハ。領主黒田之勝寺領十石ヲ寄附シテ。祈願
寺トシ給ヘリ。寺ハ竹林中聊高處ニありテ。南ニ向ヘリ。天
台宗僧住シテ。祈禱を事トシ。筑陽記十八卷ニ。直方大真山

永満寺雙林院天台宗叡山之末院也。古來在當郡永満寺村。因爲村号。元禄十一年戊寅移寺於當地。永満寺枝村、琢磨 琢磨山西福寺とて、曹洞宗の寺あり。豊前国田川郡與国寺末寺あり。山中ハ、此處ハ 閑寂の地あり。

○圓通寺

宗像分限際、貳町山口圓通寺五段龍澤寺とあり。聖音山円通寺ハ、鞍手郡山口村ニあり。宗像氏繼の子千代松の靈牌を安置せり。宗像氏妻山田、後室の怨靈を宥むるため。山口村ハ、円通寺を建く。氏繼千代松父子の菩提を弔ふ。其後國主黒田長政此寺ニ野山一万坪を寄附を給へり。山中ニ、千代松此處ハ、殺されあり。事 龍沢を珍らしき梵刹あり。今官殿のくあり。

寺事ハいさゝか考へず。

○若宮清水寺

武家高名記感狀 卷。前之十三、於清水原合戦之刻、別而被碎

御手深川九郎被討取御高名之次第珍重候。必可達上聞候。條御感不可有餘儀候。殊御被官歴々或分捕或被疵被盡紛骨候間、是又銘々以狀申候。為御存知候。必以時分顯御志可申候。恐々謹言。十一月廿四日。蘆野三河守殿。統虎道雪。マア。マ。さて清水原マ、清水寺あり。又依マの名なり。されども今ハ寺のミ残マ、古ク書マる文とも見エ、此文書を志マ、旧證として、此寺号をあげつ。此文書ハ天正十一年十一月十三日若

宮御金原合戰の時の威状あり。されとも前之十三日と筑
あはむ十月合戦とあり。九筋軍記の十月とあり。

陽記十八卷。鞍手郡黒丸村青龍山清水寺者。真言宗仁和
寺之末院也。本尊千手觀音立像。行基菩薩。作秘佛也。當國三
十三所靈佛。二十五番巡礼所也。當寺者聖武帝天平年中
行基菩薩遊踐此處。視地之靈。開山創也。莊嚴美麗。殆甲干
郡基自彫刻。田通大士像。安置之。有十二僧舍。十二僧坊。仲
坊。眞坊。宝珠坊。
向坊。實相坊。前鬼坊。理性坊。田井坊。眞
園坊。密乘坊。道達坊。檢校坊。是なり。 緇徒昌蕃。巨利也。降干
中世衰替。至若天正年中。立花城卒。与宗像大官司兵士會戰
當郷小金原。立花勢得勝利。梟首於堂前。忽天灾焚佛閣僧院
及經卷什物等。靈像而已。脱烟中。爾来不得再興。僅建佛堂一

宇僧舍一區。惜哉其勝地也。前者若宮吉川兩郷直下田野村
巷林叢流水恰如向畫圖也。後者群山列峯。嘉木葱鬱。四時眺
望無窮美景也。自洛東清水寺。六十餘年前之經始也。自天平
年中。至元禄九百七十餘年也。あり。當寺ハ東向なり。今も
佛殿有。誠ニ絶景地あり。

○瑞石寺

禁制。鞍手郡瑞石寺。一於寺中殺生之事。一新材木剪取之事。
付炭灰燒取之事。一牛馬之事。古之條々於違背之輩者可為
曲事者也。黒田甲斐守長政。慶長六年卯月三日とあり。豊鐘
善鳴録三卷。天真禪師諱融通。肥後州人云云。抵筑前鞍手

郡丹鳳山。閉門長養。一日詣彦山神祠。誠祈弘道下山。拾一奇石。其形似官人頭上烏帽。乃袖之端。及至所住。其石遽重落地。人立。師知是神瑞。因名寺曰瑞石。自是道俗歸崇。遂作一方望刹。其あり。瑞石寺ハ。鞍手郡金生村。内楠谷云處あり。山間奥深き處あり。門前ハ聊人家あり。曹洞宗ハして豊後國泉福寺の末寺なり。高さ三尺許ハして烏帽子の如なる石。今も庭上あり。是瑞石なり。寺辺の山林二十万坪小早川隆景御より寄附あり。長政公の時ハ先規の如く御寄附あり。此寺末寺七ヶ寺あり。此寺ハ無著和尚あり傳ハる

○法花寺

文書ハ。粥田庄新入御武家分重久維法花寺領内宮尾屋敷一ヶ處之事。對劔大明神令寄進訖。向後不可有相違之狀如件。永祿六年九月十九日。重久判。新入武家大官司黒山掃部大夫殿。まゝ同此の坪付ハ。新入村云云。同村法華寺分内云云。あり。此文書事ハ。劔神社件ハ引出て云云。まゝ東寺文書ハ。修明門院御處分御所庄々等筑前國植木庄。法華堂領。安貞二年八月五日。七條院在御判とあるも。此法花寺。本寺ハ聞ゆ。さて鞍手郡下新入村。内ハ法花寺谷と云處有て。そこハ法花寺。觀音とて小堂あり。堂ハ東ハ向へり。菴主有て是を守る。里人語傳ハ。古ハ甚盛なる寺なりと云。此寺ハ六嶽の東麓あり。寺。植木村ハ法花寺あり。一里東北ハあり。

○真如寺

寄附状。為寺領鞍手郡植木村之内高拾石之地令寄附畢。全可令寺納者也。慶長十六年二月三日。真如寺長政書判とあり。真如寺ハ浄土宗鎮西派古ハ真言宗ト云あり。一ト云。一ト云。鞍手郡植木村あり。昔此處ハ真如比丘と云人ありて。其人の為ニ建多ク寺なりといふ。此寺初ハ同村内御茶屋床と云處ニ在。半長政公其地ニ茶屋を建立給ふとて。寺領を寄附して今地ニ移し給へり。今ハ植木村上町ニ在。北ニむかへり。此寺ハ天正十五年の碑あり。

當寺開山上人の碑あり。

○極樂寺

筑陽記十八卷。宮田村光明山極樂寺。撰取院。浄土鎮西派。洛東知恩院之末院也。當寺聖光上人辨阿。元天台宗門。穗波郡明星寺居住時。遊化説戒之精舍而号大藏道場也。後聖光從源空上人。宣浄土法。改宗移居於筑後國善導寺。因之此寺為當宗後世及頼破。弘治永禄比。行明学阿上人修營之。元龜年中第七世宝誉上人代。羅寇火寺院旧記室物炎滅。近代再真寺領二十石末院十二箇寺とあり。又鎮西禪師繪詞傳八卷。筑前國鞍手郡太藏。養安年中禪師開基の砌あり。則たぐらの道場と云。永禄行明覚阿上人近隣宮田里ニ移して。光明山極樂寺と号す。末院多し。黒田侯奉香の寺あり。猶

和名抄云。鞍手郡新分。尔比岐多とあり。名義いさゝ考へ以。今も鞍手郡新北村あり。

○粥田郷

和名抄云。鞍手郡粥田。加都多とあり。都の由を誤りらる。名義いさゝ

考へ以。さて宇佐宮記云。將軍家政所下筑前國粥田庄羽生庄。内負清所領可早以時負為地頭職事。右件庄内負清子息等為地頭之處對捍造宇佐宮課役依其過怠為微傍輩停止彼等職以時負所補任地頭職也。住人宜兼知不可違失之状所仰如件。建久三年十一月十一日。安主藤原在判。知家事中原在判。令民部少丞藤原在判。別當前因幡守中原朝臣在判。

前上総守源朝臣在判。又建武文書云。筑前國粥田庄塚郷云

云。なまともあり。元禄記云。鞍手郡龍徳村粥田村竹馬とあり。

なままのこゝりの古文書とも云。粥田庄と云事これかれ

見之あり。豊前國にも一處有しやうりは覚ゆ。そはあゝの粥田庄の内に居る人の管する所。他の國もありても

粥田庄の内とあるが其比のさゝ多まりなり。郷名なまともは別段の事なり。まがふへり。

○崎門山

風土記云。宗像大神自天降居崎門山云云とあり。崎門ハ佐

伎登と訓へし。名義ハ前利の意なる。延喜式云。尾張國中

郡前利神社。亦ともあり。こゝに於ては。さて鞍手郡室木村六

嶽神社縁起云。山有六峯。第一曰朝日峯。第二曰天冠峯。第三

曰羽衣峯又曰第四曰高祖峯第五曰出穂峯第六曰崎門峯

とあり宗像旧記云ハ、宗像郡ハ六嶽あり、室木、六嶽、葛岳、許

とあり宗像郡ハ六嶽あり、室木、六嶽、葛岳、許

室貴六嶽仁有御著則神真村仁著給於此村初天被耀神威

ともあり室木を、ムルキと云む事ハ、早くよりの事鞍手郡

室木村六嶽今ハ長谷村と両村よかりと云り其高さ麓より

五六町或七八町許あり東ハ新入村南ハ龍徳宮田両村あ

り西ハ室木村北ハ長谷村あり宗像家古文書云、筑前国宗

七町分石田五町事為料所預置也任先例可致沙汰之状

九年棟書云、宗像郡室木村第一宮云云とありて、室木

五丁許東南方あり宗像郡の堺あり

◎木屋瀬

宗祇筑紫紀行云、こやの瀬といふ處ハ、草の枕をむきふ

あかつき近き夢日誰とかきをよこ天神とありて扇を予

尔賜はると見せりて夢さめぬ則同行ハかきよこ

ふきあへり誠ニ真助あるよころとぬのそと云云

とあり、こを木屋瀬といふ事ハ、鎮西禪師穂波郡明星寺

を再興する時、岡水門より材木を登せて、入置ある木屋の

跡なりといふ和名抄云、遠賀郡水夜とあるを、この事な

又假まゝ例ありさて鞍手郡木屋瀬ハ今も駅所ハ

人家多し。文明の比より、駅路の筋なりしなるべし。天神社
もあり。此駅の南の見付の所、則追分なり。肥前長崎などよ
行、入の南をさし、當國福岡ふとよゆく入の西をさけなり。

○植木庄

東寺文書、修明門院

修明門院ハ贈左大臣範季の女ハ、
後鳥羽院の中宮と成て、順徳院を

うめ御慶分御所在庄々等云云。御庄々三十五箇所云云。周

防國東荷庄、肥後國神倉庄、小野鰐庄、筑前國植木庄

法華堂領安

貞二年八月五日、七條在御判、まゝ七條院

七條院と云ハ、贈左大臣信隆女ハ

して、高倉院の后と成て、後高倉院守貞親王をうし給へり。守貞の御子後堀河の院あり。御領十七箇所

車云云。肥後國上野鰐庄、筑前國植木庄

以近江國吉身庄三尾新宮肥後國神倉

庄相右庄々可有御管領之由、春宮令旨所候也。以此旨可令

洩、啓四辻入道親王給、仍執達如件。正和三年七月三日、栗田

口少將殿、隆長亮判などあり。其頃より、植木村の近邊一二

里の間を植木庄と呼びあり。趣ふて、神社の棟札なとよ

植木庄と書る物、是彼あり。今、植木村ハ小屋駅の西に續き

て、其間、大河あり。此村ハも九品念佛の餘流の者ありて、寺中と号す。植木村、横町と云所也。觀音

堂あり。佛像ハ石碑あり。表ハもうらハニ梵字をありつけ多。延久二年二月十七日、建之とあり。

○高鳥居城

豊前古城記

香月家藏文書

前月晦日、高鳥居之者、差下、於其許切

寄取、掛候所、別而御辛勞之段、其聞候、第一首尾無比類候、弥

其表御心掛可為祝著侯何様近日一行無餘儀侯猶其節可
申談侯恐惶謹言七月二日世良田備後入道殿御宿所秋月
種實判とあり高鳥居ハ多可寺利為と訓へし名義ハ後
ヨ云べし此
城ハ鞍手郡永満寺村ヨあり麓ヨリ城まで十余町あり西
南方ハ甚險阻地ハ諸水茂ヨリ東北方ハ福地高嶺ヨリ
づけり此處往古福地権現ノ鳥居を建ありト所ありとい
ふ又怡土郡文書ヨ自明應七年十一月至同八年十一月廿
一日於高鳥居被遂在城之次第別而神代紀伊守貞綱注進
之旨一段無極者也豊筑兩國太乱之間自最初一向通路停
止之處在城中連々勲功尤神妙就被成任官御吹拳事弥可

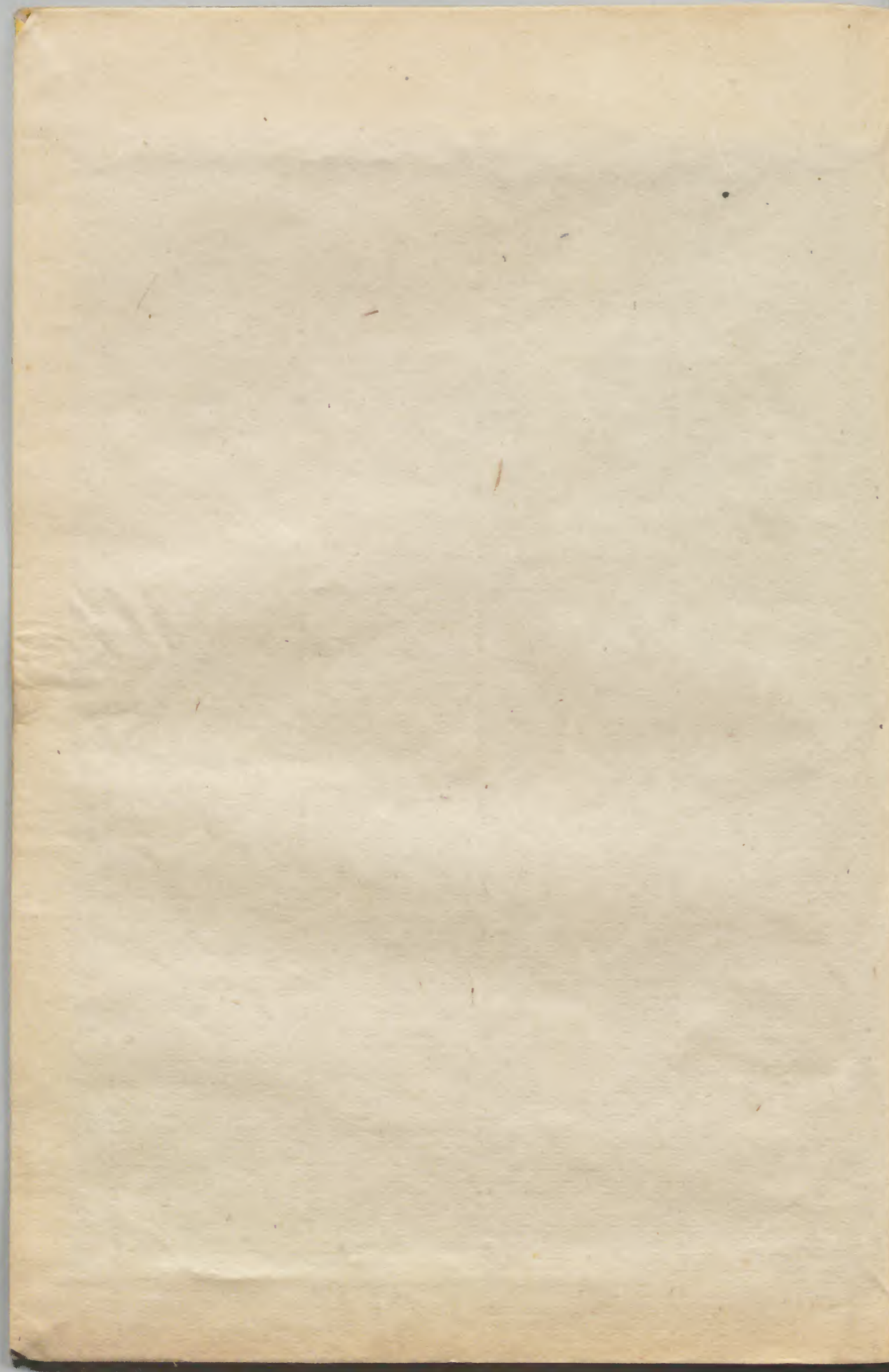
被抽忠節之由被仰付侯也仍執達如件明應九年八月九日
兵部王沙弥空助岡部彦左衛門殿とあり是も糟屋郡高鳥
居事ハありあつてあるハの城を云なるべし豊前古
城記ヨ高鳥井城ハ正慶二年太宰少貳頼尚是を築て末子
式部少輔頼直をこめおく貞和元年ヨリ筑紫上総介入道
白心在城も下野守種遠ガ男也其子上総介総種同嫡子上
総太郎種遠同次男九郎左衛門尉種重同兵庫介統盛又至
て五代居城も永祿二年ヨリ筑後住士星野常陸介親忠兄
星野入道浄水在城も其子中務少輔親實の時又至て天正
十五年八月廿五日大岡秀吉公の代官として立花左近少

監鎮連より取掛、小早川隆景吉川元春搦手より責落を、星野父子親實親統、自害を、夫より城を破却を、城地を小早川隆景より預けぬけられ、隆景の親族乃美監物太郎経年守之とあり。當郡永満寺村の内、高取井古城とてあり、高山は大友氏の幕下なり。長政朝臣八国の時、此城を築替て、毛利但馬を城番とし、久し。慶長十一年、嘉六郎大隈城より遷て、此城より手塚水雪城番あり。台命より依り、元和元年、是を崩さる。又同村より雲取山の古城とてあり、永禄天正の間、麻生鑑益在城せりと云。又大岡朝鮮攻の時、加藤清正彼国より、て、瓷器を製する者をつき、未ありて、肥後国より、是を造らむ。其者名を井戸新九郎と云。故より其製せし器を、井戸焼と云。後より長政朝臣、彼者を筑前より百され、て、鷹取手塚水雪と命して、そこより、瓷器を制せしめ、給ふ。是より依り、鷹取焼と名づく。慶長十九年より同郡内ヶ磯と云。慶長より、八藏と云。仰せて、焼く。めらる。是を八藏やきと云。其後、寛永七年、穂波郡合屋中村内、白旗山の北、麓より移りて、やく、寛文七

年より又上座郡鼓村よりつりてやく。今の陶工ハ新九郎が末裔あり。

○土方八幡社

沼口村八幡宮経筒銘文より、鎮西筑前國鞍手郡土方香椎之末宮尊廟大菩薩、為報神恩、奉書写供養法經一部、始役於願主、結縁之麗、二世之大願、為決定成就、為法界衆同平等利養、願主清原貞之、春代敬白、助成工切、尊居保元二年丁丑九月七日、畢供養既とあり。土方ハ、比治加多と訓へし。中古より土方姓あり、和名抄速江国、此地今詳ならず、強て城飼郡土形ハ、比知加多とあり。考ふるより、土方ハ、沼口村、辺を云々、沼口ハ、幡社ハ、一村の産沙神あり。



方 世 の 心 を 開 く 書	一 冊 に お け る 全 部 の 文 字	を 一 目 に 見 ら せ る	に よ り て は 一 目 に 見 ら せ る	に よ り て は 一 目 に 見 ら せ る	に よ り て は 一 目 に 見 ら せ る	に よ り て は 一 目 に 見 ら せ る	に よ り て は 一 目 に 見 ら せ る
--------------------------------------	---	--------------------------------------	--	--	--	--	--

